

様式第21号（第49条関係）

ばい煙量等測定記録表

指定ばい煙発生施設の種類及び工場又は事業場における施設番号					(種類)							(施設番号)									
測定年月並びに開始時刻及び終了時刻	測定者	測定箇所	測定方法	指定ばい煙発生施設の使用状況	使用原料又は燃料の種類及び硫黄分、カドミウム分、ふっ素分、鉛分又は窒素分(%)	排出ガス量(m ³ _N /h)		硫黄酸化物		ばいじん(g/m ³ _N)			カドミウム及びその化合物(mg/m ³ _N)	塩化水素(mg/m ³ _N)			ふっ素、ふっ化水素及びふっ化珪素(mg/m ³ _N)	鉛及びその化合物(mg/m ³ _N)	ダイオキシン類(ng-TEQ/m ³ _N)		備考
						湿り	乾き	量(m ³ _N /h)	濃度(ppm)	C s	C	酸素濃度(%)		C s	C	酸素濃度(%)			排出ガス中の量	酸素濃度(%)	

- 備考 1 使用原料又は燃料の硫黄分、カドミウム分、ふっ素分、鉛分又は窒素分(%)の記載に当たっては、重量比%又は容量比%の別を明らかにすること。
- 2 「ばいじん」及び「塩化水素」の「C s」の欄には、それぞれ埼玉県生活環境保全条例施行規則別表第4第2号口の表及び第3号口の表の備考に掲げるC sとして表示された数値を、「ばいじん」及び「塩化水素」の「C」の欄には、それぞれ同規則別表第4第2号口の表及び第3号口の表の備考に掲げる式により算出されたばいじん及び塩化水素の量として表示された数値を記載すること。ただし、廃棄物焼却炉以外の指定ばい煙発生施設に係るばいじんに係るばい煙濃度の測定の結果は、「ばいじん」の「C s」の欄に記載すること。
- 3 「ばいじん」、「塩化水素」及び「ダイオキシン類」の「酸素濃度」の欄には、それぞれの測定を行った時の排出ガス中の酸素の濃度を記載すること。
- 4 「ダイオキシン類」の「排出ガス中の量」の欄には、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第2条第1項第1号により測定した場合は、測定されたダイオキシン類の量を同令第3条第1項に定めるところにより2, 3, 7, 8 - 四塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシンの毒性に換算した量を記載し、同令第2条第1項第4号により測定した場合は、測定されたダイオキシン類の量を同令第3条第2項に定めるところにより2, 3, 7, 8 - 四塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシンの毒性に換算した量を記載すること。